平成２８年１月１８日制定

一般社団法人大分県建築構造技術センター
構造計算適合性判定手数料規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、一般社団法人大分県建築構造技術センター構造計算適合性判定機関業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般社団法人大分県建築構造技術センターが実施する構造計算適合性判定業務に係る判定手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に関する構造計算適合性判定業務の判定手数料）

第２条　業務規程第２０条の構造計算適合性判定業務の判定手数料の額は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに、別表の区分に応じ別表に掲かげる額とする。

２　建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について、建築物の計画の敷地内の一つの建築物ごとに算定する。この場合において、当該一の建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない 構造方法のみで接しているときは、当該の建築物の２以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定する。

(1) 建築物を建築する場合（(2)及び(5)に掲げる場合を除く。）　当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物を建築する場合（(5)に掲げる場合を除く。）　当該計画の変更に係る建築物の床面積

(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）当該建築物の床面積

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る建築物の床面積

(5) 建築物を増築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。）当該増築に係る部分の床面積に法第６条第５項、法第６条の２第３項及び法第１８条第４項の判定を求める必要がある当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

（附則）

本規程は、平成２８年４月１日から施行する。

令和 7 年 4 月 15 日　改正

別表判定手数料（業務規程第２０条関係）大分県使用料及び手数料条例に準ずる。

	建築物の床面積の合計	構造計算が認定プログラムにより行われたもの	構造計算が認定プログラム以外の方法により行われたもの
一	1,000 ㎡以内のもの	185,000 円	273,000 円
二	1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	229,000 円	360,000 円
三	2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	250,000 円	404,000 円
四	10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの		
五	50,000 ㎡を超えるもの		